

令和2年4月9日

保護者 各位

水戸啓明高等学校

校長 田中 睦啓

## 緊急事態宣言発令に係る「臨時休業措置」について

この度の新型コロナウイルス感染に係る対応におきまして、4月6日の始業式より新年度の学校活動が順調に開始したところではありましたが、4月7日付けで政府より「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け水戸市から市内の公立および私立を含む全学校へ休業措置を要請する通知がありました。本校では、首都圏ならびに本県におきましても感染の増加が続いている現状を鑑み、下記の要領にて「臨時休業措置」をとることに致しました。

何とぞ趣旨ご理解のうえご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 臨時休業措置期間

令和2年4月10日（金）～4月24日（金）までとし、登校は4月27日（月）からとなります。

#### 2. 臨時休業措置期間中の留意事項

- 休校期間中の学校行事・部活動等は全て中止とします。
- 不要不急の登校は控えて頂きますが、やむをえず登校の必要がある場合は、事前に関係の先生へ連絡のうえ必ず許可をもらってください。
- 期間中は、各自の計画に基づき家庭学習を行ない、不要な外出は避けて感染防止に努めてください。
- 今後の対応および緊急のご連絡については、保護者メール及びホームページにて連絡を行ないますのでご確認ください。